

上尾市子ども・子育て会議条例（平成25年9月27日条例第31号）

最終改正:令和5年3月24日条例第4号

改正内容:令和5年3月24日条例第4号〔令和5年4月1日〕

○上尾市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日条例第31号

改正

平成26年3月28日条例第1号

令和4年3月30日条例第9号

令和5年3月24日条例第4号

上尾市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、上尾市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

2 前項に定めるもののほか、子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項を調査審議する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）市議会の議員

（2）法第6条第2項に規定する保護者

（3）労働者を代表する者

（4）法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号及び第6号において単に「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

（5）子ども・子育て支援又は子どもの貧困対策に関し学識経験のある者

（6）子ども・子育て支援又は子どもの貧困対策に関係する団体を代表する者

（7）関係行政機関の職員

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の会議への出席等）

第7条 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（上尾市保育審議会条例の廃止）

2 上尾市保育審議会条例（昭和52年上尾市条例第20号）は、廃止する。

（上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日条例第9号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第4号)  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

---